

令和7年度税制改正（案）について

「令和7年度税制改正の大綱」については令和6年12月27日に閣議決定され、これに基づく地方税法等の一部を改正する法律案が令和7年2月4日に国会へ提出されました。現在、国会において審議中の市町村税に関する主な概要は以下のとおりです。

1. 個人住民税関係

個人住民税について、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として次の措置が講じられます。

なお、実施については、令和8年度（令和7年所得分）個人住民税の課税からとなります。

改正事項		改正内容		
①	給与所得控除の見直し	給与所得控除の最低保障額の55万円を10万円引き上げること等を検討		
②	大学生年代の子等の特定扶養控除の所得要件の拡充 及び 特定親族特別控除の創設	【特定扶養控除の所得(給与収入)要件拡充】		
		現行	改正案	
		103万円まで	123万円まで	
		【特定親族特別控除の創設】		
		給与収入	控除額	
		123万円～150万円	45万円	
③	扶養親族等に係る所得要件の引き上げ	現行	改正案	
		48万円以下	58万円以下	
④	その他の控除の所得要件の引き上げ	現行	改正案	
		勤労学生控除	75万円以下	85万円以下
		ひとり親控除(子の所得要件)	48万円以下	58万円以下

2. 固定資産税関係

①生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る特例措置の拡充・延長

賃上げ目標の位置づけを必須するとともに、高い賃上げ目標を位置づけた場合には特例率・適用期間が拡充・延長されます。

【改正内容】

	改正前		改正後	
	課標の価格	特例適用期間	課標の価格	特例期間
賃上げ目標 なし	2分の1	3年分	賃上げ目標必須のため適用不可	
1.5%以上	3分の1	R5取得5年分 R6取得4年分	2分の1	3年分
3%以上	—	—	4分の1	5年分
適用期限	令和7年3月31日まで		令和9年3月31日まで(2年延長)	

②長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の手続きの見直し及び適用期限の延長

■改正内容

	改正前	改正後
申請者	区分所有者	・区分所有者または管理組合の管理者等（追加）
適用期限	令和7年3月31日まで	令和9年3月31日まで（2年間延長）

3. 軽自動車税関係

二輪車の車両区分の見直し

現行の50cc原付バイクは、令和7年11月排ガス規制への適合ができず、今後の生産・販売の継続が困難となるため、次のとおり改正されます。

	改正前	改正後
車両区分	排気量 50 cc 以下	新基準原付バイク (排気量 125 cc 以下で最高出力 50 cc 相当以下に制御したバイク)
税率	年税 2,000 円	年税 2,000 円

4. たばこ税関係

加熱式たばこの課税方式の見直し

- 内 容 加熱式たばこの課税方式が段階的に見直されます。
- 目 的 紙巻たばこよりも税負担の水準が低いため課税の適正化を図る。
- 実施時期 R8.4.1 と R8.10.1 に段階的に実施

5. 今後の予定

- 3月13日 議員全員協議会（会期中）
- 3月末 税条例等の一部を改正する条例専決処分
- 5月臨時議会 税条例等の一部を改正する条例専決処分報告